

国民体育大会の創設過程に関する研究

— 大日本体育会の戦後再建に着目して —

村井 友樹 (筑波大学大学院)

A Study on the Establishment Process of National Sports Festival — Focusing on the Reconstruction of the National Physical Training Association from the World War II —

MURAI Yuki

(Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba)

Abstract

The purpose of this study is to examine the establishment process of the National Sports Festival (NSF) by focusing on the reconstruction of the National Physical Training Association (NPTA) from the World War II (W.W. II). This study revealed followings.

1) After the W.W. II soon, the NPTA envisaged reconstructing of the Japanese sports situation which integrated the sports organizations of student, adults and non-NPTA members into NPTA.

2) The NPTA held an important regional sports conference in around Japan in 1946s which was in establishing the NSF. The conference was important for the Japanese sports situation that was to promote development of the local chapter of the NPTA.

3) It could be said, the NPTA promoted joining non-NPTA into the NPTA because, the NPTA included the sports of non-NPTA to the NSF. In addition, the NPTA developed and strengthened the local chapters of the NPTA through holding the preliminary games of the NSF.

4) The NPTA promoted to organize sports organizations of adults through adults participated in the NSF and the preliminary games.

The NPTA was going to reconstruct the Japanese sports situation because, their systems of organization and administration were weakened after the W.W. II. The background of the reconstruct was included, expectation of the Ministry of Education that they planed the NPTA concern all sports organizations and the NPTA lead a normal development of Japan sports. It could be said, the NPTA planned to stabilize systems of organization and administration through cooperating with the Ministry of Education. After all, the establishing of the NSF was included the expectation of the rebuilding of the Japanese sport situation.

1. はじめに

戦後1年を経た1946年、大日本体育会（以下、体育会）を中心としたスポーツ界が総力を結集して全国的総合スポーツ大会を開催した。これが、今日においても継承されている国民体育大会（以下、国体）である。半世紀以上に亘り開催している国体は、スポーツ施設やスポーツ指導体制を充実させるなど日本のスポーツ振興に一定の貢献をしてきた。しかし、それと同時に国体は、様々な問題をも内包してきた。岡田ほか¹⁾は、「国体の肥大化」「天皇杯至上主義」「国体に関する県民運動」がその主要な問題であると指摘している。そして、このような国体に関する問題は、「古くて新しい問題」であり、随分前から議論が交わされてきた^{2),3)}。

このような背景から日本体育協会⁴⁾は、2003年に「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」、さらに2013年に「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を策定し、国体改革に動き出している。しかし、国体に関する問題は、半世紀以上に亘り蓄積され続けたものであり複雑化している。そのため、国体に関する問題を検討するための端緒として、本研究では国体がなぜ、どのように創設されたのかを把握したい。

国体の創設に関して従来の研究では、国体研究⁵⁾や戦後スポーツ政策⁶⁾の一部として取り扱われてきた。そして、これら先行研究をも包括して国体に関する総合的な研究を行った権⁷⁾は、国体の創設は「敗戦後日本国民の意気消沈を黙視するに忍びず、当時の中堅スポーツマンの提唱により、国民の気力を高揚しようと企てられたのが発端」であり、その背後には戦後にスポーツ界が掲げたスポーツの「大衆化」「民主化」構想があったことを指摘している。しかし、このような構想と国体の創設との直接的な関係性は明らかにならず、どのような経緯、過程を経て国体が創設されたのかを実証的に検討する課題が残されている。

一方、内海⁸⁾によると、国体の創設は、戦後に

おける体育会自らの存続根拠であり、それは政府からの補助金獲得、体育会の組織統合化のために必須であったという。この指摘は本研究の前提をなすものであるが、国体の創設が体育会の組織統合化に必須であったのかなどの課題が残されている。そのため、体育会が国体の創設と自身の戦後再建をどのように関連づけて展開したのかを解明する必要がある、国体の創設過程を通して分析することが先決課題であろう。

以上のことから、本研究では、国体の創設過程に関して体育会の戦後再建を分析視座として考察する。体育会の戦後再建と国体の創設がどのように関連づけられ、展開されたのかを明らかにすることで、体育会がなぜ、どのように国体を創設したのか、その一端が浮かび上がるだろう。

本研究で用いる史料は、体育会理事会議事録、体育会「会報」、GHQ/SCAP Records⁹⁾、プランゲ文庫¹⁰⁾などである。

なお、本研究では、引用文中の旧漢字を常用漢字に改めて用いる。

2. 大日本体育会の戦後再建とスポーツ界再編構想

2-1. 大日本体育会の戦後再建

敗戦直後の1945年9月25日、体育会の清瀬三郎、末弘巖太郎、田畑政治、久富達夫と厚生省及び文部省の体育官による協議が行われ、体育会を政府の外郭団体¹¹⁾から「純民間団体」として再建することが決められた¹²⁾。これを契機として体育会理事たちは、10月から毎週水曜日に定期的集まり、今後の体育会が進むべき道に関して議論を行うようになった¹³⁾。

一方、各スポーツ統括団体の再建も着々と進展していき、12月までに「水泳」「漕艇」「ヨット」「スキー」「スケート」「体操」「重量拳」「アマチュアレスリング」「ラグビー」「ホッケー」「送球」「排球」「籠球」「庭球」「卓球」「ゴルフ」「山岳」の17団体が再建し、「陸上」「自転車」「蹴球」「軟式庭球」の4団体が再建見通しを立てた¹⁴⁾。

12月9日に開催された日本陸上競技連盟再建総

会では、戦争へと協力した戦時下の活動が「純正陸上競技」を歪曲するものであったと振り返り、今後は「純正陸上競技」愛好者によって組織するための規約案が審議された。また、同再建総会では、「大日本体育会の構成方法に関しては今後充分なる考慮の要あり」との議論もなされ、日本陸上競技連盟としては、戦時下の官製組織を根本から打破し、「新総合団体」としての自主的な機能を有するようにと体育会へ働きかけをすることになった¹⁵⁾。このように体育会の再建は当時のスポーツ界の重要課題であり、特に官製組織からの脱却が強く求められていた。

1946年1月23日、官製組織からの脱却を図るべく体育会は、「全国的各スポーツ団体を其の構成分子とし、これ等スポーツ団体を母体とし並に其の先輩、経験者より理事、理事長、副会長、会長を選出」¹⁶⁾ するように寄附行為を改正した。しかし、朝日新聞社記者の富永正信が「御手盛りによつて行はれた改造の常として殆ど根本的に何も変わつてゐない」¹⁷⁾ と言及しているように、この体育会の戦後再建は十分に官製組織からの脱却が図られたとは言い難い。

それは、体育会の資金源に顕著に表れている。改正前後の寄附行為の資金源規定を比べると、両者とも 1)「政府又は公共団体より交付せられたる補助金」、2)「基金の利子」、3)「事業収入」、4)「寄附金」、5)「その他」¹⁸⁾ と同様な規定であり、体育会の資金源として政府補助金を筆頭に掲げている。そして、実際に政府補助金は、1946年度に275,000円、1947年度に319,500円が体育会へ交付され、体育会の総収入の2割以上を占めていた¹⁹⁾。このような体育会の政府補助金依存の体質に対して富永正信は、以下のように批判した²⁰⁾。

こゝにおいて私はスポーツ団体の独立性を強調し、今後この独立性を脅かされるやうな要素の入らないやうに戒心すべきであると思ふのである。それには先づ第一に経済的な独立を計ることが肝要であらうと思はれる。現在の体育会の如く経費の全てを、政府の補助金で賄つてゐ

るやうな状態では、此の点で官製団体乃至は文部省の外郭団体と見なされても文句がない、またこのやうな状態では今後の事業や傾向も亦従来の轍をふまないとは誰も断言出来ないであらう。体育会は真に民間の文化団体であるならば、会員の会費と一般からの寄附金を、その財源の主なるものとして行くのが最も適当な途なのである。

政府補助金依存から脱却していなかった体育会は、政府の外郭団体と変わらない存在とみなされていた。そして、このような官製組織からの脱却が十分に図られていない体育会は、政府の方針に強く影響を受ける体質を包含し続けることになったのである。

2-2. スポーツ界の再編構想と文部省

ほとんどのスポーツ団体を統括していた戦時下に対して、再出発した体育会は組織体制が弱体化していた。そのため、体育会は、「今回茲に大日本体育会が唯一の民主的自主体育団体として更生した以上は、そして大日本体育会が事業執行機関たるあらゆるスポーツ団体の連合機関として生れ出た以上は、学徒たると社会人たるとを問はず、事体育に関しては大日本体育会が其のあらゆる事業の執行に当らねばならない」²¹⁾ ことを強調し、スポーツ界の再編へと動き出すようになった。

1946年4月8日に体育会は、文部省の北澤清及び栗本義彦とスポーツ界の再編を協議し、以下の結論を得るに至った²²⁾。

- 1、学振²³⁾ノ事業ハ本会所属団体ノ内部組織トシテ設ケラレタル学徒部ニ於テ行ヒ、ソノ総合体ヲ学体振トシ本会内部組織トスルコト
- 2、所属団体ノ学徒部ハ実質的ニ大学、高専ノ校友会運動部ヲ以テ構成シ更ニ学校種別ニ分クルモ差支ヘナキコト
- 3、学振予算、政府補助金ハ事務局員ト共ニ本会ニ於テ継承スルコト
- 4、一方社会体育ノ振興ヲ図ル●²⁴⁾●切ナ●●

ノアルニ鑑ミ職能別地域別ニ社会体育団体ヲ組織シ之ヲ統合シテ新ニ社会体育団体ヲ組織シ本部ノ内部組織トスルコト

5、本会所属団体ハ学振及、社会体育団体ノ事業ヲ管掌援助指導スルコト

6、地方支部ノ構成モ以上ノ組織体ヲ以テ構成シ本部ハ之ガ内容ノ強化ヲ図ルコト、之ガ為適当ノ助成金ヲ支出スルノ途ヲ講ズルコト

体育会及び文部省は、学生のスポーツ統括団体であった大日本学徒体育振興会及び新たに組織する「社会体育団体」を体育会加盟スポーツ統括団体の内部組織として組み込み、それを総じて体育会が統括することを構想した。そして、このような組織体制は、地方支部においても踏襲されることになった。これにより体育会及び文部省は、「体育会の組織も下は隣組から国民学校学童に至るまで全国民を包含」²⁵⁾することを企てたのである。

このようなスポーツ界再編構想には、体育会未加盟スポーツ統括団体を体育会に組み込むことも思い描かれており、それは戦前から統括団体を結成していない野球界も例外ではなかった。文部省は「野球統制団体」の設立と呼応してスポーツ界再編構想を企図しており²⁶⁾、さらに、体育会理事長に就任した清瀬三郎は野球界においても体育会に加盟する「中央組織」設立の必要性を主張するようになったのである²⁷⁾。

戦時下、文部省が学校体育、厚生省が社会体育を所管しており、体育・スポーツ行政は二元化されていた。しかし、1月に文部省体育局に社会体育を所管する振興課が設置されたことで、体育・スポーツ行政は文部省に一元化された²⁸⁾。文部省は、「野球統制団体」が設立された後に、スポーツの「正常な発展」を図るためにスポーツ団体の活動を制限していたスポーツ統制²⁹⁾から手を引く意向であったことから³⁰⁾、学生や社会人を含めたすべてのスポーツ団体を体育会へと統合し、体育会にスポーツの「正常な発展」を先導させようとしたと考えられる。

このような文部省の思惑は、「従来我国の体育運動は概ね、学校内に極限され、その他では一部特定の者が実施するのみで、広く国民生活に根ざした真の社会体育と云い得るものは、極めて貧困であつた」³¹⁾経緯から、8月25日に文部省体育局長から各都道府県へと通達された「社会体育の実施に関する件」における「社会体育実施の参考」に反映されていた。ここで文部省は、以下のように「組織機構の整備拡充」を各都道府県に要請した³²⁾。

社会体育会の実践下部組織として曩に健民部健民会が設定せられたるも更に之を拡充強化する為会社、工場、商店、官衛等夫々の職域単位に体育クラブ、市区町村に運動団体等を設けるよう奨励し、或は之が結成を促進して社会体育の活動母胎となし、次第に発展するに随い、必要により地域、地方別に運動体育連合（仮称）を設け、相互連絡の機関となすこと、又職場、職域、地域の適任者及幹部に進んで之に関与し、率先垂範して運動団体の健全なる発達の助長に力むること。

このように文部省は、各都道府県に対して「社会体育団体」の結成を促し、その「健全なる発達」を企図した。一方、このような文部省の思惑に協力する見返りとして体育会は、文部省から「運営に対し万全の援助」、つまり政府補助金の確約を得ていたのである³³⁾。

このようなスポーツ界再編構想の実現のために体育会は、「殊に各地方支部は全国津々浦々に至る末端に於て迄も学徒、社会人の体育事業を実施すべき執行機関となるものであるから、完全にして堅実なる組織を有し、地方当局よりの密接なる援助の下に一日も早く発足すべき緊急重大なる責任を有するものと云はねばならない」³⁴⁾と企図した。それは、「中央の組織のみ大にして地方末端に於ける浸透力薄きの感があつた」³⁵⁾これまでの組織体制を反省し、「地方末端に沸々と起ち上る国民全般の体育熱あつて始めて中央組織の存在

の意義がある」³⁶⁾と考えたからであった。そのため、後述するように体育会は、地方支部の整備へと精力的に動き出した。

3. 国民体育大会の創設過程

3-1. 地方スポーツ懇談会による合意形成

「昭和二十一年度事業予定（案）」によると体育会は、1946年度の事業として1)「スポーツの奨励」、2)「体育用品の研究調査及需給斡旋」、3)「体育施設の普及並研究調査」、4)「体育医事相談所の設置」、5)「民衆体育の奨励」、6)「印刷物の刊行」を計画した³⁷⁾。その中でも、清瀬三郎が「傷められた国民生活に新鮮な血行を促すものはスポーツである。健全なるスポーツは生活に生氣あらしめ、明日への希望を継がしめる。体育会の本年度（1946年度：引用者）の事業もこのスポーツの奨励を以て第一段として採り上げてゐるのである」³⁸⁾と述べているように、体育会はスポーツの奨励をその筆頭に掲げた。

スポーツ奨励事業として体育会は、第一に「全国的体育祭典」の開催を計画した。この「全国的

体育祭典」の開催計画は、敗戦直後における体育会が進むべき道を議論していたときに話し合われた。この席上、体育会理事の久富達夫は、「日本再建のためには、スポーツの復興こそ最高唯一の手段」³⁹⁾であり、「今後の体協（体育会：引用者）は、単にスポーツ団体の集合体、オリンピックのための一組織であってはならない。敗戦によって荒廃した人心の転換のためにも、青少年の虚脱感を払拭するためにも、広く国民スポーツの振興の音頭取りとなっていくべきである」⁴⁰⁾と主張した。そして、このような久富達夫の考えがきっかけとなり、1946年2月の理事会では、戦前の「明治神宮大会」⁴¹⁾に似たスポーツ大会を作ることがきめられた^{42), 43)}。

第二に体育会は、スポーツ統括団体の強化と地方支部の整備を計画した。特に地方支部を整備することは、スポーツ奨励だけではなく上述のスポーツ界再編構想の実現のためにも不可欠のものであった。そのため、体育会は「地方支部に於けるスポーツの中心者と本部首脳部との懇談の機会を作る」⁴⁴⁾、いわゆる地方スポーツ懇談会を画策

表1 地方スポーツ懇談会日程（1946年度）

月日	開催地	参加人数(人)		範囲
		本部	地方	
4月13日	大宮市(氷川公園事務所)	3	50	埼玉、茨城、栃木、群馬
17日	東京(岸記念体育会館)	5	55	東京、神奈川、山梨、千葉
20日	柏崎市(国民学校)	1	40	新潟、長野、富山、石川
20日	安城市(高女)	5	65	静岡、愛知、三重、岐阜
22日	京都市(商工会館)	5	48	京都、滋賀、福井、奈良
23日	大阪市(夕陽高女)	5	25	大阪、兵庫、和歌山
26日	琴平町(国民学校)	1	40	岡山、香川、愛媛、徳島、高知
26日	福岡市(県庁)	2	42	福岡、山口、佐賀、長崎
27日	熊本市(五福国民学校)	5	38	熊本、鹿児島、大分、宮崎
30日	松江市(県庁)	2	57	広島、鳥取、島根
5月4日	山形市(県庁)	2	33	福島、山形、秋田
6月20日	札幌市(道庁)	2	75	北海道
26日	盛岡市(県庁)	2	35	青森、宮城、岩手
13ヶ所合計		40	603	

日本体育協会（編）『日本体育協会七十五年史』日本体育協会、1986年、99頁。

日本体育協会（監）『国民体育大会の歩み』都道府県体育協会連絡協議会、1980年、増補改訂版、121頁、より作成

し、地方支部の整備を具体化させていった。

地方スポーツ懇談会は、体育会理事たちが手分けをして、全国13カ所を4月から6月に亘り開催された(表1)。4月26日には、福岡県庁において山口県、福岡県、佐賀県、長崎県のスポーツ関係者を対象とした懇談会が開催された。この懇談会において清瀬三郎と吉田清は、体育会の改組及び用具、施設、渉外の各委員会の活動状況についての説明の他に、「明治神宮大会」の復活にも言及し、名称は改めるが今秋に京阪神地域を中心として「全国的体育祭典」を開催したい旨を報告した⁴⁵⁾。

このような全国各地で開催された地方スポーツ懇談会では、参加者である地方スポーツ関係者から数多くの意見や要望が出された(表2)。それは、「体育会と学振と社会体育団体との組織上の連関につき具体的に承り度し」「スポーツ団体の組成を府県単位を原則とするか、地域単位を原則とするか方針を定められ度」などの組織に関するものや、「配給品が横流れしたり空手形にならぬ様願ひ度」「戦災地の運動施設復興を速急に促進して欲しい」などの用具や施設に関するものなどがあり、戦後スポーツ再建のための課題が見て取れる。その中には、「全国的体育大会の如きものを開催せられ度」「本秋全国大会開催の趣なるもその開催の具体的内容を示され度」などの「全国的体育祭典」に関する意見や要望も含まれていた。

上述のように地方スポーツ懇談会は、地方スポーツ関係者からの多様な意見や要望を収斂し、地方支部の整備を促進しただけでなく、「全国的体育祭典」を開催するための合意形成を行う役割をも担ったのである。

3-2. 予選大会と地方支部の整備・強化促進

地方スポーツ懇談会によって地方スポーツ関係者の意見や要望を聞いた体育会は、5月8日の理事会において「全国的体育大会ニ関スル件」を協議し、「中央、地方一致ノ要望ナルヲ以テ本秋開催ノ予定ヲ以テ全国大会ノ具体案ヲ作成スル

コト」⁴⁶⁾を決めた。そして、5月15日の理事会では、「全国大会開催方針」を以下のように定め、準備委員会を立ち上げることが決まった⁴⁷⁾。

夏季、秋季、冬季大会ニ分チテ行フ

夏季大会ハ東京地方⁴⁸⁾、秋季大会ハ京都地方ヲ
中心会場トスルコト

秋季大会ハ十一月一、二、三日ノ三日間ニテ行
フコト

府県大会及地域大会ヲ行ヒ府県大会ハ各府県支
部ニ於テ支部ノ強化ヲ兼ネテ行ヒ、地域大会ハ
種目別団体ノ必要ニ応ジテ行フコト

中央大会ノ規模ハ京都地方会場、宿泊状況等調
査ノ上定メルコト

所属団体外ノ種目(野球、相撲等)ハ本部ニ於
テ直接行フ様ニスルコト

ここで第一に注目すべき点は、「所属団体外ノ種目」についてである。「全国的体育大会」において体育会は、野球、軟式野球、馬術、相撲を未加盟スポーツ統括団体の種目として実施しようとしていた⁴⁹⁾。そして、8月に相撲連盟⁵⁰⁾、9月に全日本軟式野球連盟⁵¹⁾が体育会に新たに加盟したことに鑑みると、未加盟スポーツ統括団体の種目をも含めて「全国的体育大会」を開催しようとしたことは、体育会未加盟スポーツ統括団体の加盟を促す役割を果たしていたと推察される。

第二に注目すべき点は、「府県大会」の開催が地方支部の強化を兼ねていることである。「全国的体育大会」を開催するにあたり「府県大会」は、その予選大会に位置づけられる⁵²⁾。さらに、清瀬三郎は、1946年度の体育会が「国民体育熱の勃興と併せて体育会の地方網結成とを目指して、本秋、全国的体育祭典を開催すべく企画しつゝある」⁵³⁾ことに言及している。体育会は、「全国的体育大会」の予選大会を各都道府県で開催することで、各都道府県の地方支部を整備・強化しようとしたのである。

このような「全国的体育大会」の開催と地方支部の整備・強化は、6月5日に体育会会議室で開

表2 地方スポーツ懇談会における主たる意見

<p>(一) 組織に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 体育会と学振と社会体育団体との組織上の連関につき具体的に承り度し 2. 官庁の役人を以て支部職員として差支へなきや 3. 地域支部を組織することは事務的に却つて複雑化せざるや 4. 学校校友会運動部はスポーツ団体にも加盟し、学校連盟にも加盟し二重籍になるが一元的に出来ざるや 5. 地域支部の区別を承り度し 6. 今後武道を体育会にて取上ぐる意志ありや 7. 現在のところ農村の経済状況は豊富なり、之を体育に活用する方策を採られ度 8. 大日本国技研修会は全国的相撲統制団体と認められざるや 9. スポーツマンクラブの全国的組織を作られ度 10. 府県支部内にスポーツの部門を設け特に種目別団体支部を組織せざるも差支なきや 11. スポーツ団体の組成を府県単位を原則とするか、地域単位を原則とするか方針を定められ度 12. 地域支部組成の目的を承り度 13. 種目別団体の全国的代表者会議は期日につき相互に連絡をとられ度 14. 府県支部内の郡、市体育会支部の取扱ひにつき方針を承り度 15. 府県支部の名称には必ずしも支部の冠称をせずして差支へなきや 16. 体育会の支部補助金を復活しその本年度補助見込額を承り度
<p>(二) 運動用具に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出回りを促進され度 2. 配給方法は県支部を通すや、スポーツ団体を通すや、大学高専は如何にするや 3. 配給品が横流れしたり空手形にならぬ様願ひ度 4. ボール等破損品の回収を図られ度 5. プール修繕用としてセメントの配給を願ひ度 6. 免税点の引上げを願ひ度 7. 用具は地方で独自に製作して可能なりや 8. ネット類の製作配給を急がれ度 9. 女子の水泳着を配給され度い本夏に間に合はなければ自家製作の方法を示され度
<p>(三) 施設に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戦災地の運動施設復興を速急に促進して欲しい 2. 復興に必要な財源は如何にすべきや 3. 用地は中央より指令されるや 4. 進駐軍の施設占拠につき、その解放方を本部より全面的に交渉せられ度 5. 施設の農園化せられたるものにつきその解決策を本部にても講ぜられ度 6. 施設工事につき進駐軍の助力を願ふ事は可能なりや 7. 従来の競技場公認制度は持続せられつゝありや
<p>(四) 体育行事等に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国的体育大会の如きものを開催せられ度 2. 本秋全国大会開催の趣なるもその開催の具体的内容を示され度 3. 全国的大会は期を同じうして地方分散的に行はれ度 4. 本部及附属団体の行事予定を可急的速かに発表せられ度 5. 現在の学徒に対し各種競技の実施方法その他競技の概念を理解させる方策をとられ度 6. 入場料の徴収の可否につき承り度
<p>(五) 其他に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在●廃しつゝある青少年の気風を体育により救済すべき方策を樹立され度 2. 進駐軍による徴発「ヨツト」を返還して貰ふ様本部にて御尽力を願ひ度 3. 野球統制令は現在施行されつゝありや 4. 農村青少年気風の刷新方策として相撲の奨励を企画され度 5. スポーツ団体が政治に関与しない事につき説明を乞う 6. 体育事業資金寄附金の受入等につき緩和策を講ぜられ度 7. 戦後の実情に適応する新スポーツを創作され度 8. 体育手帳を制定され度

大日本体育会「会報」1946年6月1日、日本体育協会資料室所蔵、より作成

催された文部省主催全国体育主務専務官会議で強固なものとなった。この会議は、文部省を中心としてスポーツに関する重要な課題を討議し、その現状を把握する意味合いを持っていた⁵⁴⁾。この会議において体育会は、「全国的体育大会」と地方支部の組織に関して提案、協議し、会議終了後も直ちに懇談会を設けて議論を深めたのである⁵⁵⁾。各都道府県の「体育主務専務官」が結集したこの会議は、上述のように「地方当局よりの密接なる援助」が必要であった地方支部の整備・強化にとって重要な場であった。それは、地方支部の整備・強化と密接に関わっていた「全国的体育大会」の開催にとっても同様であった。

3-3. 予選大会と「社会体育団体」の組織化促進

5月29日の理事会において体育会は、「全国的体育大会」の正式名称を「国民体育大会」と定めた⁵⁶⁾。そして、6月12日の理事会において体育

会は、各スポーツ統括団体から提出された大会プランを参考にして「第一回国民体育大会実施計画案」を作成した⁵⁷⁾。この大会実施計画案を基に体育会は、国体の開催準備を進めたのである。

一方、国体の開催に関して体育会が占領軍に正式に報告したのは、7月8日が最初であると思われる。同日に清瀬三郎は、民間情報教育局体育担当官のノーヴィル (J.W.Norviel) に「競技大会」を計画していることを報告している⁵⁸⁾。そして、占領軍からの国体開催の承認を得た体育会は、8月7日、文部省体育局長から各都道府県宛てに「第一回国民体育大会に関する件」と「全国的国民体育大会計画案」を送付し、財政面の他にも国体の予選大会を兼ねた「体育祭典」を各都道府県で開催するための協力を要請した^{59), 60)}。

この予選大会を兼ねた「体育祭典」開催は、「府県内の体育祭典の如きものを催し、之を第一回国民体育大会〇〇県大会と称して青少年にス

表3 全国的国民体育大会実施計画案

名称	第一回国民体育大会
主催	財団法人 大日本体育会
後援	文部省、開催地府県都市
大会要項	
一、夏季大会	
1、期日	八月若クハ九月
2、場所	近畿地方
3、種目	水泳
4、詳細ニ就テハ当該所屬団体ニ於テ定ム	
二、秋季大会	
1、期日	十一月一日(金)二日(土)三日(日)ノ三日間
2、申込期限	十月十日
3、場所	京都市ヲ中心会場トシ種目ニヨリ京都府隣接府県内会場ヲ選定ス
4、参加者及競技種目	
種目	夏季、冬季種目及ゴルフヲ除キ所屬団体全種目ニツキ行ヒ之ニ相撲、野球、軟式野球、馬術ヲ加ヘル
参加者	全参加選手ハ約二千人程度トス、地域代表ヲ原則トシ、其ノ外東西對抗選抜試合等ノ方法ヲ以テ参加選手ヲ定メ、又、国民大会ノ趣旨ニ副フ様青年団、教員、其他農、漁村民ノ参加シ易イ方法ヲ考慮スルコト
三、冬季大会	
1、期日	スケート一月下旬、スキー二月上旬夫々二日間
2、種目	スキー、スケート
3、場所	種目其他詳細ニ就テハ当該所屬団体ノ意向ニヨリ定ム

大日本体育会「会報」1946年7月1日。日本体育協会資料室所蔵。より作成

ポーツ親炙の機会を与へ」⁶¹⁾ることが意図されていた。そこで、体育会は、1946年度の政府補助金として交付された275,000円のうちの145,000円を地方支部と加盟スポーツ統括団体への補助金に充て、特に地方支部には、地方支部の整備・強化費以外に、「体育祭典」として「民衆性ノアル種目ハソノ他ノ種目ヨリ重要視シテ補助」することを決めた⁶²⁾。「民衆性ノアル種目」とは、「勤労者に対する健全娯楽としての体育」⁶³⁾であり、社会人が参画しやすい種目のことであった。さらに、「全国的国民体育大会実施計画案」(表3)をみると、国体の参加者について「国民大会ノ趣旨ニ副フ様青年団、教員、其他農、漁村民ノ参加シ易イ方法ヲ考慮スルコト」⁶⁴⁾が定められている。国体とその予選大会を含めて体育会は、特に社会人の参加を重要視していたのである。

体育会が社会人の国体参加を重要視した理由の一つには、スポーツ界再編構想が関係していた。6月28日、体育会とスポーツ議員⁶⁵⁾の懇談会が催され、この懇談会ではスポーツ議員から以下のような言及がなされた⁶⁶⁾。

体育の重要性の明瞭なるは言を持たぬ。故に今後は体育会組織分子中にも労働組合、農民等が●今すべく組織化すべきであり、その具体的現示として国民大会(国体：引用者)にも当然以上の労働者、農民会も一グループとして参加出来得る如き方途を講ぜられ、勤労者体育の振興を体育会自体が新たなる構想の下に鋭意努力し、体育と愛国運動、国民運動として発展せしめねばならぬ。

上述のようにスポーツ界再編構想を実現するために体育会は、既に組織されている学生のスポーツ団体の他に、新たに「社会体育団体」を組織することが課題であった。国体に「労働者」「農民会」などの社会人を積極的に参加させることで体育会は、「社会体育団体」の組織化を促進させようとしていたのである。

4. おわりに

以上のような過程を経て体育会は、1946年8月9日に夏季大会、11月1日に秋季大会、1947年1月25日に冬季大会の開催へと漕ぎ着けた。

さて、本研究の目的は、国体の創設過程に関して体育会の戦後再建を分析視座として考察することであった。本研究の結果、以下のことが明らかになった。

1) 戦後再建に伴い体育会は、学生や社会人のスポーツ団体、体育会未加盟スポーツ統括団体を体育会の傘下へと組み込むといったスポーツ界の再編を構想した。

2) 体育会が全国各地で開催し、戦後スポーツ再建の方向性を議論した地方スポーツ懇談会は、地方スポーツ関係者からの多様な意見や要望を収斂し、地方支部の整備を促進しただけでなく、「全国的体育祭典」を開催するための合意形成の場ともなった。

3) 未加盟スポーツ統括団体の種目をも含めて国体を開催することで体育会は、未加盟スポーツ統括団体の加盟を促そうとしたと考えられる。また、国体の予選大会を開催することで体育会は、全国各地の地方支部を整備・強化しようとした。

4) 国体とその予選大会に社会人を積極的に参加させることで体育会は、社会人のスポーツ団体の組織化を促進させようとした。

このように国体を創設することで体育会は、スポーツ界再編構想を実現しようとしていたのである。

さて、戦後再建における体育会の重要課題は、官製組織からの脱却であった。官製組織として組織体制や組織運営の基盤が強固であった戦時下に対して、再出発することになった戦後の体育会は、その両方の基盤が弱体化した。そこで構想されたのがスポーツ界の再編であった。この再編構想の背後には、スポーツの「正常な発展」に関する文部省の思惑があり、文部省は学生や社会人を含めたすべてのスポーツ団体を体育会へと統合し、体育会にスポーツの「正常な発展」を先導さ

せようとした意図が窺える。これに協力することで体育会は、組織体制や組織運営を安定させることができた。このような意図が孕んだスポーツ界再編構想と表裏一体となって国体は創設されたのである。

このようにスポーツ界再編構想と表裏一体となって国体が創設されたことは、スポーツの「大衆化」を後押ししたとも考えられる。秋季大会の開会式において体育会会長の平沼亮三は、「国内体制民主化」のために「民主的性格」を兼ね備えているスポーツを「国民の各層」へと普及させることが国体開催の趣旨であることに言及した⁶⁷⁾。「国民の各層」の中で体育会は、社会人の国体参加を重要視していたが、その結果は国体の総評として「本大会で最も目立つ事の一つは一般社会人の参加が多かつた事」⁶⁸⁾へと繋がった。学生が中心であった日本のスポーツ界において、社会人のスポーツ参加を促し、新たに社会人のスポーツ団体を組織化しようとした動きは、今日的にみても評価すべき点であろう。

一方、日本陸上競技連盟の佐々木吉蔵は、当時のスポーツ界再編の状況を次のように述べている。「日本陸上競技連盟は最も早く復活し、各地方の下部組織確立を目指したのが一月で、各府県の協会が大体足並を揃へ五月頃迄には設立をしたが、その設立に相当の無理があり、いわゆる組織のための組織であつたため、陸上人の総意を結集し得なかつたといへよう。殊に学校競技部の加盟についての大日本体育会の意向が明かでなく、又地方の実情に即する為学校体育連盟の中に陸上競技部を設け、府県陸上競技連盟には加盟の要なしとするものもあり、連盟を組織するものは戦域地域の社会人のみといふ内容のものも出来た」⁶⁹⁾。このように、体育会によるスポーツ界再編構想は、必ずしも順調には進展していなかったと考えられる。このような体育会のスポーツ界再編の展開とその後の国体との関連性の解明は、今後の課題としたい。

謝辞

本稿の執筆にあたり、李燦雨先生にご指導を賜りました。ここに感謝の意を表します。

注および引用・参考文献

- 1) 岡田守方・清原泰治・刈谷三郎「国民体育大会のあゆみからみた2002年高知国体へのアプローチ」『高知大学教育学部研究報告』60号, 2000年, 287-298頁。
- 2) 吉田勝光「シンポジウム「国民体育大会の今後のあり方」-総括-」『体育・スポーツ政策研究』15巻1号, 2006年, 27-29頁。
- 3) 例えば、栗本義彦「国民体育大会についての反省」『新体育』23巻9号, 1953年, 2-5頁。千葉久三「国民体育大会の成果」『文部時報』935号, 1955年, 43-46頁。などのように、1950年前半から国体に関する問題が議論されてきた。
- 4) 体育会は、1948年11月に日本体育協会へと改組、改名した。そして、今日の国体は、日本体育協会と文部科学省、開催地都道府県が主催している。
- 5) 例えば、小林繁「国民体育大会史考（前段）」『四天王寺女子大学紀要』10号, 1977年, 49-61頁。外間政太郎「国民体育大会に関する歴史的研究」『琉球大学教育学部紀要』26集2部, 1983年, 141-151頁。二上貞夫・秋山昌子・高明勝利・西村卓二・原田儀子・水村治男「戦後の我国におけるスポーツの変遷に関する一考察-国民体育大会を中心として(その1)-」『富士論叢』34巻2号, 1989年, 11-24頁。原田二・真柄浩「国民体育大会の変遷」『明治大学人文科学研究所紀要』31冊, 1991年, 1-19頁。などがある。
- 6) 例えば、草深直臣「戦後日本体育政策史序説-その2. 戦後体育の「民主化」過程-」『立命館大学人文科学研究所紀要』29号, 1979年, 1-77頁。内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不味堂出版, 1993年。関春南『戦後日本のスポーツ政策-その構造と展開』大修館

- 書店, 1997年. などがある。
- 7) 権学俊『国民体育大会の研究－ナショナルリズムとスポーツ・イベント』青木書店, 2006年.
 - 8) 前掲『戦後スポーツ体制の確立』35-39頁.
 - 9) 本研究では、国立国会図書館憲政資料室に所蔵されているマイクロ版を使用した。GHQ/SCAP Recordsと体育・スポーツ史研究に関しては、草深直臣「体育・スポーツの戦後改革とGHQ資料」『体育科教育』31巻5号, 1983年. を参照されたい。
 - 10) プランゲ文庫とは、アメリカ・メリーランド大学が所蔵する占領下日本で発行された雑誌、新聞、図書などの網羅的コレクションである。本研究では、国立国会図書館憲政資料室に所蔵されているマイクロ版を使用した。
 - 11) 国民の体力を国家で管理する動きが強まったことにより民間のスポーツ団体は、国策的な政府の外郭団体として統合されることになり、1942年4月に大日本体育協会を改組・改名する形で体育会が設立された。体育会の設立過程に関しては、清原泰治『大日本体育会の設立過程に関する研究』筑波大学昭和61年度修士論文, 1987年. 高岡裕之「大日本体育会の成立－総力戦体制とスポーツ界」坂上康博・高岡裕之（編）『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社, 2009年, 200-242頁. 村井友樹「大日本体育会の設立過程に関する一考察－厚生省と文部省の体育・スポーツ行政二元化問題に着目して－」『いばらき健康・スポーツ科学』30号, 2013年, 29-38頁. を参照されたい。
 - 12) 「体育会・学振を解散」『朝日新聞』1945年9月27日, 2面.
 - 13) 日本体育協会（監）『国民体育大会の歩み』都道府県体育協会連絡協議会, 1980年, 増補改訂版, 121頁.
 - 14) 著者不明「再発の体育会」『野球界』36巻2号, 1946年, 18頁. プランゲ文庫所収.
 - 15) 平沼亮三「日本陸上競技連盟再建総会議事録、同復活競技会記録、送附ノ件及同地域組織促進方ニ関スル件」1945年. GHQ/SCAP Records, CIE(C)04627所収, 国立国会図書館憲政資料室所蔵.
 - 16) 清瀬三郎「体育会の使命」『新体育』6巻7・8号, 1946年, 1頁. プランゲ文庫所収.
 - 17) 富永正信「復活スポーツ界談議」『創造』16巻4号, 1946年, 27頁. プランゲ文庫所収.
 - 18) 日本体育協会（編）『日本体育協会五十年史』日本体育協会, 1963年, 489-496頁.
 - 19) 前掲『日本体育協会五十年史』540-542頁.
 - 20) 前掲「復活スポーツ界談議」29頁.
 - 21) 前掲「体育会の使命」2頁.
 - 22) 大日本体育会「第四回理事会記録」1946年4月11日. 日本体育協会資料室所蔵.
 - 23) 学振とは、大日本学徒体育振興会のことである。同振興会は、学生を対象としたスポーツ統制団体であり、1941年12月に文部省により結成された。戦後になると同振興会は、解散する方針であった。
 - 24) 字潰れにより解読不可能な文字は、「●」で示した。以下、同様である。
 - 25) 前掲「体育会の使命」3頁.
 - 26) 「スポーツ統制の解消へ」『九州タイムズ』1946年4月15日, 2面. プランゲ文庫所収.
 - 27) 草深直臣「「野球統制令」の廃止と「対外競技基準」の制定過程の研究」『立命館教育科学研究』2号, 1992年, 113頁.
 - 28) 前掲『戦後スポーツ体制の確立』28-32頁.
 - 29) 勝利至上主義や商業主義などの問題は戦前からの文部省の懸案でもあり、文部省はスポーツ統制によってその問題改善し、スポーツの「正常な発展」を図ろうとしていた。その代表的な事例として、文部省による「野球統制令」が挙げられる。学生スポーツの弊害を認識した文部省は、その最も顕著であった学生野球の弊害に対する明確なルールを1932年の「野球統制令」によって定めた（中村哲也『学生野球憲章とはなにか 自治から見る日

- 本野球史」青弓社、2010年、34-44頁。)
- 30) 前掲「スポーツ統制の解消へ」。
- 31) 文部省(編)『文部行政資料(終戦教育事務処理提要)第3集』国書刊行会、1997年、647頁。
- 32) 前掲『文部行政資料(終戦教育事務処理提要)第3集』649頁。
- 33) 前掲「体育会の使命」2頁。
- 34) 前掲「体育会の使命」2頁。
- 35) 前掲「体育会の使命」2頁。
- 36) 前掲「体育会の使命」2頁。
- 37) 大日本体育会「会報」1946年4月1日。GHQ/SCAP Records, CIE(B)04457所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- 38) 前掲「体育会の使命」3頁。
- 39) 京都府体育協会(編)『京都府体育協会史』京都府体育協会、1979年、425頁。
- 40) 東俊郎「闘病10年の記録」久富達夫追想録編集委員会(編)『久富達夫』久富達夫追想録刊行会、1968年、43頁。
- 41) 明治神宮大会は、1924年に「明治神宮競技大会」として内務省主催で始められた。1929年に明治神宮体育会、1939年に厚生省へとその主催が移されると、名称がそれぞれ「明治神宮体育大会」「明治神宮国民体育大会」と改名した。その後、1942年に「明治神宮国民錬成大会」へと改名し、戦況の悪化に伴い1943年に終焉を迎えた。先行研究では、この明治神宮大会と国体との連続性や断絶性が議論されてきた。その中でも木村は、明治神宮大会が国体の発想のモデルとなったこと、そして、両大会には人的繋がりがあることを指摘している(木村吉次「明治神宮大会から国体を考える」『体育の科学』37巻8号、1987年、587-590頁。)。また、このような連続性から権は、国体はナショナリズムの範疇に拘束されていたことを指摘している(前掲『国民体育大会の研究-ナショナリズムとスポーツ・イベント』)。
- 42) 座談会「新春座談会 草創期の国体を語る」
- 『体協時報』197号、1970年、7頁。
- 43) 体育会理事であった吉田清は、「国民体育大会の誕生記」として当時を次のように回顧している。「二十一年二月(日付は記録がなくともどうしてもわからない。多分第一水曜日だと思う)の理事会で、当時の理事石田啓次郎氏が「全国スポーツ大会を開こうではないか」と言い出した。するとその席の前に居た同じく理事の久富達夫氏はその発言に応ずるが如くに力強く「それはよい。やろう」と言い出した。私(吉田清:引用者)は正直なところ「この混乱の世相に無茶なこと言うものだ」と思った。この記憶は既に十四年前であるが、今も各理事の座席の位置まで彷彿として蘇る。すると中ほどに居た清瀬三郎氏が「いつからやるか」と言い出した。こうなると話はとんとん拍子、久富氏が「前の神宮大会のように十一月さ」と言う。今でこそ何でもないことだが、当時私は「どんなことをやるのですか」と訊いた。久富氏は「純粋スポーツさ。運搬競走とか、行軍競走など、あんなゆがめられた競技でなく、純粋のスポーツさ。もう神宮さんもお預け」と簡単に言つてのけた。「名称も第一回国民体育大会と言おう。京都がよい」と提案し、出席理事は希望に輝いてこれに賛同した。」(吉田清「国民体育大会の誕生記」『新体育』29巻11号、1956年、125頁。)
- 44) 前掲「会報」1946年4月1日。
- 45) 「神宮大会も復活」『九州タイムズ』1946年4月29日、2面。プランゲ文庫所収。
- 46) 大日本体育会「第五回理事会議事録」1946年5月8日。日本体育協会資料室所蔵。
- 47) 大日本体育会「会報」1946年6月1日。日本体育協会資料室所蔵。
- 48) この時点では、夏季大会を東京で開催する計画であったが、最終的に夏季大会は秋季大会と同様に京阪神地域で開催された。
- 49) 大日本体育会「会報」1946年7月1日。日本体育協会資料室所蔵。

- 50) 大日本体育会「第八回理事会議事録」1946年8月7日。日本体育協会資料室所蔵。
- 51) 大日本体育会「第九回理事会議事録」1946年9月4日。日本体育協会資料室所蔵。
- 52) 大日本体育会「第一回国民体育大会実施要綱（秋季大会之部）」1946年。GHQ/SCAP Records, CIE(C)04569-04570所収, 国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- 53) 前掲「体育会の使命」3頁。
- 54) 草深直臣「体育・スポーツの戦後初期改革とCIE計画の形成過程」『体育学研究』41巻, 1997年, 360-368頁。
- 55) 前掲「会報」1946年7月1日。
- 56) 「“国民体育大会生る”」『中国新聞』1946年5月31日, 2面。プランゲ文庫所収。
- 57) 前掲「会報」1946年7月1日。
- 58) J.W.Norviel “National Athletic Meets” 8 July 1946. GHQ/SCAP Records, CIE(A) 00659, 所収, 国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- 59) 庶務課『昭和二十一年七月参事会原議』1946年。京都府総合資料館所蔵。
- 60) 各都道府県に国体開催の協力を要請するための許可を求めた清瀬三郎に対してノーヴィルは、7月26日に「競技場の使用や宿舍、食糧、輸送、財政などの障害を乗り越える」ための準備ができれば承認することを伝えていた (J.W.Norviel “National Physical Education Meets” 26 July 1946. GHQ/SCAP Records, CIE(A)00664所収, 国立国会図書館憲政資料室所蔵。)。8月7日に各都道府県へ「第一回国民体育大会に関する件」と「全国的国民体育大会計画案」が送付されたことから、体育会はノーヴィルが要求していた諸要素の準備に見通しを立てて、ノーヴィルの許可を得たものであると思われる。国体創設と占領軍の関連については、今後の課題としたい。
- 61) 吉田清「明朗日本建設の為に 第一回国民体育大会の概観」『スポーツ』1巻4号, 1946年, 15頁。プランゲ文庫所収。
- 62) 大日本体育会「第六回理事会議事録」1946年6月5日。日本体育協会資料室所蔵。
- 63) 前掲「会報」1946年4月1日。
- 64) 前掲「会報」1946年7月1日。
- 65) スポーツ議員とは、「スポーツに関係をもつ者及興味を有する」(前掲「会報」1946年7月1日。) 国会議員のことである。
- 66) 前掲「会報」1946年7月1日。
- 67) 大日本体育会『第一回国民体育大会報告書』大日本体育会, 1948年。
- 68) 西田泰介「第一回国民体育大会総評」『新体育』7巻1号, 1947年, 20頁。プランゲ文庫所収。
- 69) 佐々木吉蔵「昭和二十一年陸上競技界を回顧して」『新体育』7巻1号, 1947年, 25頁。プランゲ文庫所収。